

史跡芥川城跡整備基本計画策定支援業務委託契約に係る制限付一般競争入札
質疑応答

	該当 ページ	質問内容	回答
1	—	過年度の史跡芥川城跡保存活用計画の委託料を教えてください。	史跡芥川城跡保存活用計画策定支援業務の契約金額は、2か年契約で10,175,000円（消費税等込）です。
2	—	今回の業務の設計書は貸与してもらえますか。	設計書（設計金額）は非公開です。
3	募p.1	「1.入札参加の資格要件」について、「国史跡の整備基本計画策定支援等業務…」の「等」には、保存活用計画を含みますか。	整備基本計画策定支援等の「等」には、保存活用計画は含みません。整備基本計画の策定支援の類似業務に限ります。
4	仕p.2	「3）基本計画図の作成」について、「部分平面図」及び「既存施設平面図」、「各施設イメージ図」、「各建築物の立面図」は、それぞれ何点を想定されていますか。	作成する図面の数は、整備基本計画の検討過程で決定するため変動します。最低数の目安は以下のとおりです。 ・部分平面図：4点程度 ・既存施設平面図：1点程度 ・各施設イメージ図：5点程度 ・各建築物の立面図：5点程度
5	仕p.2	「3）基本計画図の作成」について、基本計画図のベースとなる地形図のデータ（測量図等）については、貸与してもらえるか。	基本計画図のベースとなる測量図等のデータは貸与します。
6	仕p.4	「6）高槻市芥川城跡保存活用検討委員会の運営補助」について、資料作成の②部数が議会100部、地元説明会30部程度とあるが、作成回数は何回を想定していますか。「必要に応じて」とありますが、委員会以外の資料作成の費用については変更設計の対象と理解してよいでしょうか。	作成回数は議会が1回、地元説明会が2回を想定しています。この作成費用は入札金額に含めてください。
7	仕p.4 ～p.5	『仕様書』の業務内容「7）都市計画法に基づく都市計画決定に必要な資料作成」及び「8）都市計画法に基づく事業認可に必要な資料作成」について、各資料の対象区域は、史跡芥川城跡の史跡指定地及び今後保護を要する範囲（面積約235,000m ² ）でしょうか。	ご記載のとおり、「7）都市計画法に基づく都市計画決定に必要な資料作成」及び「8）都市計画法に基づく事業認可に必要な資料作成」の対象区域は、史跡芥川城跡の史跡指定地及び今後保護を要する範囲（面積約235,000m ² ）です。
8	仕p.5	「9）各関係機関との協議調整」について、「協議調整」や「連携調整」とは、具体的にどのような業務内容でしょうか。また、想定されている関係機関は何団体でしょうか。	協議調整は発注者・受注者・関係機関の3者以上の協議、連携調整は軽微な内容の場合などで発注者の同席を伴わない受注者・関係機関の協議について、協議資料作成、協議、協議録作成等を行うことを想定しています。 また、対象となる関係機関は、仕様書の9）の1行目記載のとおり、地元組織、学識経験者、インフラ事業者、高槻警察署、文化庁、大阪府及び高槻市の関係部署などを想定しています。団体数は整備基本計画の検討過程で変動する可能性があります。